

西予市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

平成 24 年 6 月 18 日

告示第 106 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の規定に基づき本市が発注する建設工事の入札、契約における透明性、競争性及び公共性を確保するため、西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか事後審査型条件付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、入札執行後に入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 一般競争入札に付する建設工事は、設計金額が3,000万円以上1億5,000万円未満のものとする。ただし、市長が必要と認めたものについては、一般競争入札の対象とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、設計金額が1億5,000万円未満の災害復旧工事等急施を要する建設工事その他一般競争入札によることが適当でないと市長が認める建設工事については、一般競争入札の対象としないことができる。

(入札の公告等)

第 4 条 市長は、前条の規定により一般競争入札に付そうとする場合においては、令第167条の6及び規則第3条に基づき、市の掲示場及びホームページにおいて公告する。

2 前項の公告は、公告例(様式第1号)によるものとする。

(入札参加資格)

第 5 条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格は、西予市事前審査型一般競争入札実施要領(平成20年西予市告示第52号)第4条に準じるものとする。

(入札参加資格の決定)

第 6 条 前条に規定する資格は、対象工事毎に、西予市競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て市長が決定するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第 7 条 入札に関する設計図書等は、入札の公告日から入札執行の日時まで入札参加者に閲覧又は貸与するものとする。

2 質疑がある場合は、質問書(様式第2号)によって受付場所への持参又は郵

便若しくはメールにより、入札執行の5日前までに質問することができる。

- 3 前項に規定する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書(様式第3号)を質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後(休日を含まない。)までに閲覧を開始し、入札執行日の前日まで閲覧できるものとする。

(現場説明会)

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札の参加申込)

第9条 入札参加者は、入札参加申込書(様式第4号)及び入札の公告に記載された書類を所定の日時まで提出しなければならない。

- 2 期限までに入札参加申込書を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札参加者は、入札の公告で定める入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。)を納めなければならない。ただし、規則第5条第2項に該当するものについては免除することがある。

- 2 契約保証金については規則第33条及び第35条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、規則第34条に該当するものについては免除することがある。

(入札の不参加)

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札に参加しないことができる。

(入札又は開札の中止)

第12条 入札又は開札前において、天災地変その他やむを得ない理由が生じたとき又は入札談合に関する情報の提供があったときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することができる。

(入札書の書換等の禁止)

第13条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第14条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の執行)

第15条 入札は、入札の公告に記載された場所及び日時において執行するものとする。

- 2 入札参加者は、入札執行の場所に入札参加申込書の写しを持参しなければならない

ならない。

- 3 入札書は、西予市建設工事入札者心得により提出するものとする。
- 4 入札は、入札執行者、入札執行を担当する関係職員及び入札参加者立会いのうえ執行するものとする。
- 5 入札回数は、1回とする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 事前公表した予定価格を超える入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市長により入札参加資格のあることを確認されたものであっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (5) 規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。
- (6) 入札者又はその代理人がした2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者が連合して入札したとき。
- (8) 入札に関して不正行為のあったとき。
- (9) 入札書記載金額、氏名、件名又は印形等が認知し難いとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に入札に際し、指定した事項に違反したとき。

(開札)

第17条 開札は、入札書の提出後直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行うものとする。

(落札候補者の決定)

第18条 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内とする。以下同じ。)で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者として決定する。ただし、予定価格に調査基準価格を設けた場合において、入札金額が調査基準価格未満となったときは、落札候補者決定前に低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(低入札価格調査の実施)

第19条 前条第1項ただし書に規定する低入札価格調査を実施する必要が生じたときは、西予市低入札価格調査実施要綱(平成21年西予市告示第104号。以下「調査実施要綱」という。)の規定により行うものとする。

(事後審査書類の提出)

第20条 最低の価格をもって入札した落札候補者は、入札の公告に記載された事後審査書類届出書(様式第5号)及び次に掲げる関係書類を指定した期日までに提出しなければならない。

(1) 同種工事の施工実績

(2) 主任(監理)技術者等の資格・従事経験

(落札候補者の資格審査)

第21条 審査会は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者について、第5条に規定する入札参加資格を満たしているか審査するものとする。この場合において、入札参加資格を満たしていないと認めるときはその者の行った入札を無効とし、次順位の落札候補者について当該資格の確認を行い、当該資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

2 予定価格に調査基準価格を設けた場合において、入札金額が調査基準価格未満のときは、前項の審査とともに、低入札価格の適否を審査するものとする。

3 前2項の審査は、入札執行調書、入札の公告に記載された提出書類その他必要と認められる書類により行うものとする。

(落札者の決定)

第22条 入札執行者は、前条第1項の資格審査の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者の入札参加資格を満たしていると認めるときはその者を落札者として決定し、入札参加者全員に対して落札者決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、当該落札候補者の入札参加資格を満たしていないと認めるときは、その者の行った入札を無効と決定し、当該通知に代えて入札参加資格審査結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 入札執行者は、前条第2項の資格審査の結果、低入札価格調査により落札者を決定するときは、前項の規定にかかわらず調査実施要綱第8条の規定により落札者を決定するものとする。

(入札を無効と認めた者に対する理由の説明)

第23条 入札を無効と認めた者に不服がある場合は、当該通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に市長に対して、入札を無

効とした理由について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面(様式第6号)により回答するものとする。

3 第1項の申立ては、落札者の決定以降の事務手続きを妨げないものとする。
(落札者の契約辞退)

第24条 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札者を除き、あらためて一般競争入札又は指名競争入札に付するものとする。ただし、やむを得ない理由により、一般競争入札又は指名競争入札に付することができないときは、次順位者の落札候補者から順に随意契約の協議をすることができるものとする。

2 前項ただし書の規定による要件は、次順位者の落札候補者の資格審査を得た後、落札金額の範囲内において契約を締結しなければならず、かつ、履行期限を除いて入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(入札結果等の公表)

第25条 入札結果等の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札参加資格確認申請書を提出した業者名

(2) 入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由

(3) 入札者名及び各入札者の入札金額並びに令第167条の2の規定により随意契約によることとした工事について契約の相手方及び契約金額

2 入札結果は、落札者の決定後速やかに総務部監理用地課において、閲覧及びホームページに掲載して公表するものとする

(その他)

第26条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則([平成25年西予市告示第62号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則([平成26年西予市告示第53号](#))

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([平成27年西予市告示第53号](#))

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則([平成29年告示第75号](#))

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則([令和元年西予市告示第41号](#))

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([令和2年西予市告示第48号](#))

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則([令和5年西予市告示第69号](#))

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

西予市公告第 号

入札公告

事後審査型条件付一般競争入札を次のとおり公告する。

年 月 日

西予市長

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 路線等の名称
- (3) 工 事 場 所
- (4) 工期又は履行期限
- (5) 工 事 概 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型条件付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる入札参加資格をすべて備えなければならない。

- (1) 西予市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 入札の公告日から落札決定日までに西予市工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国等又は地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税が未納でない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。た

だし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 次の資格要件に該当する者であること。

ア 業 種 名 西予市競争入札参加資格者名簿に〇〇事業の資格審査を受けている者

イ 格 付 西予市競争入札参加資格者名簿に掲載された格付が〇ランクの者

ウ 地 域 要 件 〇〇管内に契約締結営業所が所在し、当該営業所で〇〇事業を営んでいる者

エ 施 工 実 績 過去2年の間に国等又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを履行している者

オ 配 置 技 術 者 専任の主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い施工現場に配置できること。

3 契約条項を示す場所及び期間に関する事項

場 所 西予市 総務部 監理用地課

電 話 0894-62-6494

E-mail @city.seiyo.ehime.jp

日 時 入札の公告日から入札執行の前日まで

4 入札の場所及び日時

場 所 西予市役所 5階 大会議室1

日 時 年 月 日() 時 分

5 入札保証金に関する事項

免 除

6 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 事前公表した予定価格を超える入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 市長により入札参加資格のあることを確認されたものであっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(4) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(5) 規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

(6) 入札者又はその代理人がした2以上の入札をしたとき。

ならない。

申込期間 年 月 日() 時から
年 月 日() 時まで

提出書類 入札参加申込書 1部

(3) 入札執行

入札参加者は、入札執行の日時に、入札参加申込書の写し、入札書及び工事費内訳書(入札金額の内訳書(別紙))を持参するものとする。なお、工事費内訳書の提出がない場合は無効とする。

12 落札候補者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者として決定し、開札を終了する。なお、入札金額が調査基準価格未満のときは、低入札価格調査を実施する。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

13 事後審査書類の提出

最低の価格をもって入札した落札候補者は、次の書類を入札執行日から3日(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)以内に契約条項を示す場所に提出しなければならない。なお、期間内に書類の提出がされないときは、その者のした入札を無効とする。

事後審査書類届出書 1部

添付書類 各1部

※施工実績書 検査結果通知書の写し若しくはCORINSにおける竣工登録工事カルテ受領書又は登録内容確認書(工事实績)の写し。

※配置技術者 配置技術者の資格者証明書の写し

※納税証明書 市町村民税(法人市町村民税、固定資産税)

(契約締結営業所所在市町村のもので、未納がない証明書でも可。なお、当該年度における本市の他の入札案件で納税証明書を提出済の者は除く。)

14 入札参加資格の確認

(1) 最低の価格をもって入札した落札候補者について、入札の公告に示す入札参加資格を審査し、当該資格を満たしているか審査する。

(2) 最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、その者の行った入札を無効とし、次順位者の入札参加資格を審査する。

(3) 低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその

者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を審査する。

- (4) 前2項の次順位者が審査を受けるときは、13 事後審査書類の提出の規定を適用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは、「指示があった日」と読み替えるものとする。
- (5) 審査は、入札の公告に記載された提出書類その他必要と認められる書類により審査し、入札参加資格の有無を決定する。

15 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしているとしたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、次号の者を除き入札参加者全員通知する。
- (2) 入札参加資格を満たしていないとしたときは、その者の行った入札を無効とし通知する。
- (3) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者として決定し、次号の者を除き入札参加者全員に通知する。
- (4) 最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認めるときは、最低価格入札者のした入札を無効とし通知する。

16 入札を無効と認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札を無効と認めた者でその内容について不服があるときは、通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に市長に対して、入札を無効とした理由について書面(任意様式)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により回答する。
- (3) この手続の申立てにおいて、落札者の決定を妨げないものとする。

17 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1(低入札価格調査に係る契約にあっては、請負代金額の10分の3)以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行

保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する

18 その他事項

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本公告に定めるもののほか、入札は西予市建設工事入札者心得により実施する。
- (3) 事後審査に必要な書類以外に提出資料を求めることがある。
- (4) 建設業退職金共済組合掛金相当分を現場管理費に加算してある。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (6) 西予市公共工事請負契約約款第34条の前金払については、1件130万円以上の工事につき、請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。
(部分払に代えて中間前金払(請負代金額が1件1,000万円以上の工事)を選択した場合は、10分の6に相当する額以内)
なお、低入札価格調査に係る契約にあつては、前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払(請負代金額が1件1,000万円以上の工事)を選択した場合は10分の4に相当する額以内)ただし、前払金が 万円を超える場合は、 万円を限度とする。
- (7) 西予市公共工事請負契約約款第37条の部分払については、中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、2回を限度とする。
- (8) 工事工期が重複する複数の工事(他の機関の発注も含む。)に同一の技術者を配置技術者とした入札に参加している場合は、それら工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない(専任性が求められない場合を除く)。この場合においては、辞退届を提出するものとする。

別紙

工事費内訳書

年 月 日

西予市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所

| 工事区分名称 | 数量 | 単位 | 金 額(円) | 備 考 |
|---------|----|----|--------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 入札書記載価格 | | | | |

※ 裏面の注意事項に基づき記載すること。

(裏面)

【注意事項】

- (1) 入札時に提出する工事費内訳書は、入札書に記載する見積り金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- (2) 表が不足する場合は、行を追加すること。複数枚となってもよい。
- (3) 内訳は、当該工事の閲覧に供した設計書の項目に対応させて作成することとし、当該工事費内訳書の工種(第2段階レベル)の項目以上を記載すること。

ア 土木関係工事(土木工事積算基準によるもの)

- ①工事区分：第1段階のレベル
- ②工種：第2段階のレベル
- ③種別：第3段階のレベル

イ 建築関係工事(公共建築工事積算基準によるもの)

- ①種目：第1段階のレベル
- ②科目：第2段階のレベル
- ③中科目：第3段階のレベル

閲覧設計書に基づいて各項目の数量・単位・金額を記載すること。

- (4) 入札書記載価格は、入札書の見積金額と必ず一致していること。また、消費税相当額を含まない額とする。
- (5) 工事費内訳書は、積算内訳を明らかにするものであることから「端数処理」や「値引き」、「割引」など減額項目を記載しないこと。

様式第4号(第9条関係)

事後審査型条件付一般競争入札参加申込書

年 月 日

西予市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件に関わる競争入札について、参加を申込みます。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 施 工 実 績 発注機関名
工 事 名
工 事 場 所
工 期
契 約 金 額

5 配置予定技術者 氏 名
資格・免許等

6 担当者連絡先 所 属
氏 名
電話番号
メールアドレス

様式第5号(第20条関係)

事後審査書類届出書

年 月 日

西予市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件に関わる競争入札について、落札候補者(最低価格入札者)となりましたので、別紙のとおり事後審査書類を提出します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 開 札 日

担当者連絡先

所 属

氏 名

電話番号

メールアドレス

| | | | |
|-------------------------------|-------------|------------|-------|
| 工 事 名 | | 開札日 | 年 月 日 |
| 会社名・代表者 | | | |
| 住 所 | | | |
| 入札参加資格者名簿搭載の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 指名停止措置の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 地方自治法施行令第167条の4 に規定する該当の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 納 税 状 況 | 有 ・ 無 | | |
| 会社更生法又は民事再生法による 手続き開始の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 業 種 名 | | | |
| 格付・経審総合評定値 | | | |
| 地 域 要 件 の 有 無 | 有 ・ 無 | | |
| 同種同等 施工実績 | 発注機関名 | | |
| | 工 事 名 | | |
| | 路線等の名称 | | |
| | 工 事 場 所 | | |
| | 工 期 | | |
| | 工 事 概 要 | | |
| | 契 約 金 額 | | |
| 配置技術者 | 技 術 者 氏 名 | | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 (歳) | |
| | 資 格 ・ 免 許 等 | | |
| | 過 去 の 経 歴 | | |
| | 他工事の従事状況 | | |

(裏面)

【記載要領及び注意事項】

1. 「入札参加資格者名簿搭載の有無」欄から「会社更生法又は民事再生法による手続開始の有無」欄までは、該当する事項に「○」を付すこと。
2. 地方自治法施行令第167条の4の規定
(一般競争入札の参加者の資格)
第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 「業種名」欄は、建設業の業種を記載すること。
4. 「格付・経審総合評定値」欄は、西予市競争入札参加資格者名簿に記載された格付及び総合評定値を記載すること。
5. 「地域要件の有無」欄は、入札公告に記載された地域要件の有無について「○」を付すこと。
6. 「同種同等施工実績」欄は、入札公告に記載された施工実績の内容について1件記載すること。
7. 「配置技術者」欄は、入札公告に記載された配置技術者の内容を記載すること。
8. 事後審査書類として必要な書類については、入札公告を参照すること。

様式第6号(第22条関係)

年 月 日

様

西予市長

印

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 開 札 日

5 落札企業名称

6 落 札 金 額

円(税抜き)

様式第7号(第22条関係)

年 月 日

様

西予市長

印

入札参加資格審査結果通知書

このことについて、下記の案件の事後審査型条件付一般競争入札における入札を無効と認めましたので通知します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 開 札 日

5 落札企業名称

6 落 札 金 額

円(税抜き)

7 理 由

8 そ の 他 この決定に不服がある場合は、通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に市長に対して書面により説明を求めることができます。